令和８年９月９日（水）午前９時から和木町役場議事堂において、第５回和木町議会定例会を再開する。

○ 出席議員（10 名）

１　番	三分一　淳	
２　番	明本光弘	
３　番	津島宏保	
５　番	嘉屋富公	
６　番	上田丈二	
７　番	中村充子	
８　番	灰岡裕美	
９　番	小林秀嘉	
１０　番	森脇明美	副議長
１１　番	兼本信昌	議　長

○ 説明のため出席した者

町　　長	坂本啓三	
副　町　長	山下純二	
企画総務課長	松井敏浩	
税務課長	池田　剛	
住民ｻｰﾋﾞｽ課長	上村克司	
都市建設課長	片山博和	
保健福祉課長	渡邊真奈美	
教　育　長	重岡良典	教育委員会
事務局長	鳥枝　靖	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田尾　恵
書　記	中島　芽生子

議　　長　おはようございます。
　中国新聞から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
　また携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようよろしくお願いいたします。

議　　長　これより本日の会議を開きます。
　本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

議　　長　日程第１　一般質問を行います。
　質問の通告が６名です、通告順に質問を許可いたします。
　質問順位１番　７番議員　中村充子議員。

中村議員　はい、議長。

議　　長　中村充議員。

中村議員　みなさん、おはようございます。
　通告に従いまして一般質問をいたします。
　７月２８日に熊本地方を震源とする最大震度７の地震が発生しています。母の故郷でもある熊本が大きな被害を受けて心配しております。ボランティア活動への積極的な参加をお願いしますとホームページにも掲載されています。
　暑さの厳しい中、ボランティア活動もさぞ大変だったことでしょう。ボランティア活動開始日を８月になってからの市や町が多いようです。和木町も８月１０日に役場の中庭で熊本支援の出発式がありました。この式には参加させていただきました。選ばれた職員が順番に支援に行くということでした。過酷な猛暑の中、延べ何人の職員が行かれたのか。派遣職員は怪我や病気をせず大丈夫でしたか。伺います。

議　　長　坂本町長。

坂本町長	中村議員の熊本地震の給水支援活動についてのご質問にお答えします。 行政報告でもお伝えしておりますので、重複する部分もあろうかと思いますが、改めて給水支援活動についてお答えをさせていただきます。 ７月２８日に熊本県にて発生したマグニチュード７．１の地震に際して、和木町では、日本水道協会山口県支部からの要請により、８月１２日から８月２５日までの１４日間、給水車及び職員を派遣することを決定いたしました。職員は、２人１組の５班、延べ１０名の派遣となりました。活動場所は、熊本県八代市でした。 猛暑の中ではありましたが、適宜休憩を取りながらの活動でしたので、派遣期間中の職員の体調不良もなく、無事に活動を終えることができました。 以上でございます。
中村議員	はい、議長。
議長	中村議員。
中村議員	和木町は給水車を持っています。 瀬田地区の水害の後に購入したと記憶していますが、日頃の使い道とタンクの洗浄などはどうなっているのでしょうか、教えてください。
片山都市建設課長	はい、議長。
議長	片岡建設課長。失礼しました、片山建設課長。すいません。
片山都市建設課長	はい、まず給水車の日頃の使い方についてご説明いたします。６月にも実施されましたが、町の防災訓練にて使用しておりま

す。また、バッテリー等、車の性能維持のため、定期的に通常業務で使用しております。

次に、タンクの洗浄についてですが、利用前、利用後に水道水で洗浄しております。

整備等については、給水車を利用する前に、ポンプの作動、バルブの開閉を確認し、タンク内部の目視確認を行っております。車両については、毎年、継続車検を受けております。点検で不具合が発見した場合には、適切に整備を行っていきます。現在のところ、大きな故障等は生じておりません。

中村議員　はい、議長。

議長　中村議員。

中村議員　給水車は何年使用できるのでしょうか伺います。

片山都市建設課長　はい、議長。

議長　片山課長。

片山都市建設課長　はい、給水車の使用できる期間についてですが、一般的なトラックの耐用年数は、１０年から１５年程度が目安といわれております。給水車は、役場東側の車庫に駐車しているため保管状態がよく、走行距離も約１５，０００ｋｍと少ないため、一般的な期間より長く使用できるのではないかと考えております。現在の給水車は、平成２７年に購入し、納車から１１年が経過しておりますが、適切な整備を行い、大切に使用していきたいと考えております。

中村議員　はい、議長。

議長　中村議員。

中村議員　はい、ありがとうございました。

１１年経っているけれども点検や車検をしていることで長く持たすことができているということですね。またよろしくお願いいたします。

それでは、今年から始まる補聴器購入に対しての補助金についてお尋ねします。

和木町も高齢者が多く、聞こえが悪くなった方もおれると思います。

聞こえの悪い方の補聴器購入に対して補助金が出ることになっています。どのように補助金が決定されるのでしょうか。伺います。

議長　坂本町長。

坂本町長　はい、まず私から、１０月１日より開始する、高齢者補聴器購入費助成事業の目的についてご説明をさしていただきます。

近年、人口が減少する中でも高齢者は増えており、聴力低下に悩む高齢者も増加をしております。聴力低下は、コミュニケーションの困難さを招き、社会的な孤立感や生活の質の低下につながるだけでなく、認知症の発症リスクを高める可能性も指摘をされています。

しかし、聴力を補助するための補聴器は比較的高価な医療機器でありながら、国民健康保険や社会保険、介護保険のいずれも対象外となっており、経済的な負担から購入をためらわれる場合もございます。このような状況を踏まえ、和木町では、高齢者の皆様が、補聴器を利用しやすくなるための支援策として、この助成事業を開始いたします。

この事業は、単に経済的な支援を行うだけではなく、専門医による適切な診断に基づいた補聴器の使用を促し、聴覚機能の維持・向上を通じて、高齢者の皆様の健やかな生活を支援することを目的としております。聴覚の改善により、会話や外出を楽しみ、明るく楽しくいきいきとお過ごしいただくため、是非

ともこの補聴器購入助成事業を活用していただきたいと思います。

詳細につきましては、担当課長からの説明とさせていただきます。

渡邊保健福祉課長　はい、議長。

議長　渡邊保健福祉課長。

渡邊保健福祉課長　どのように補助金が決定されるのか、事業の詳細についてご説明いたします。

まず対象者は、和木町の住民基本台帳に登録されている満６５歳以上の方で、両耳の聴力レベルが原則として３０デシベル以上であり、かつ、身体障害者手帳の交付を受けていない方です。さらに、指定医など（これは身体障害者福祉法第１５条第４項に規定する医師又は一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の補聴器相談医）により、補聴器の使用が必要であると判断された方が対象となります。また、過去５年間に本事業による助成を受けていないこと、町税等の滞納していないことも要件となります。

対象品目は、厚生労働省の管理医療機器認証を取得した、新品の補聴器本体及びそれに必要な付属品です。診察料、検査料、修理費用、電池交換費用、付属品のみの購入費用は対象外となります。助成額は、片耳または両耳の購入にかかわらず、１件の申請につき３万円を上限としております。

申請の手続きとしましては、補聴器を購入する前に、まず申請書と指定医等が発行した「医師意見書」、その医師意見書に基づいた補聴器販売店が作成した見積書、購入する補聴器がわかるカタログ等の写し、町税等の完納証明書などを添えて、保健福祉課に提出していただきます。

提出された申請内容を保健福祉課で審査し、事業要綱に適合すると認められた場合には、承認通知書により申請者に通知を

いたします。承認を受けた申請者は、承認通知書の日付以降に、見積書を作成した補聴器販売店から補聴器を購入していただきます。

購入後、申請者は助成金請求書に、購入した補聴器の領収書の写しを添えて、提出をしていただきます。提出された請求内容を保健福祉課で審査し、適当と認められた場合に助成金を口座振込で支給する、という流れになっております。

補聴器の購入のため、この事業の活用を検討されている方は、まず耳鼻科または耳鼻咽喉科にて、ご相談されることをお勧めいたします。手続きに関しましては、保健福祉課の方で丁寧に対応してまいりますので、お気軽にお問い合わせください。

事業開始後も、本事業の効果を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行っていきたいと思います。高齢者の皆さまが、より豊かで活動的な生活を送れるよう、引き続き支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

中村議員　はい、議長。

議長　中村議員。

中村議員　令和８年１０月１日開始ということですが、それ以前に購入した補聴器は助成の対象になりますか。

また申請は１０月１日より前にできますか。

渡邊保健福祉課長　はい、議長。

議長　渡邊課長。

渡邊保健福祉課長　お答えします。本事業の施行日、令和８年１０月１日以降に購入された補聴器が助成の対象となります。

また申請につきましても１０月１日以降に受付を開始いたします。

それ以前に購入されたものや申請されたものについては、事業の対象外となりますのでご注意いただきますようお願いします。

中村議員　はい、議長。

議長　中村議員。

中村議員　先程、身体障害者手帳の交付を受けていないことが要件ということですが、これはなぜでしょうか。

渡邊保健福祉課長　はい、議長。

議長　渡邊課長。

渡邊保健福祉課長　はい、身体障害者手帳の交付を受けている方については、すでに身体障害者福祉法に基づく補装具費支給制度などの支援制度が適用されるため、本事業の対象者からは除外させていただいております。

本事業は、身体障害者手帳の対象とはならないものの、補聴器の使用により生活の質の向上や社会参加の促進が期待される高齢者を支援することを目的としております。

中村議員　はい、議長。

議長　中村議員

中村議員　ありがとうございました。

聴力レベルの原則として３０デシベル以上という基準について詳しく教えてください。

渡邊保健　はい、議長。

福祉課長

議　　長　渡邊課長。

渡邊保健福祉課長　まず聴力レベルについてですが、これは音の大きさや圧の単位であるデシベルを用いて表現します。聴力の低下は音を大きくしないと聞こえにくいという状況ですので、デシベルの数値が大きいほど正常範囲を超えていることを示しています。３０デシベルは静かな環境での会話が聞き取りにくくなる目安とされている聴力レベルです。この基準は補聴器の使用によって一定の効果が期待できる方を対象とするものでございます。

ただし、あくまでも原則であり、個々の聴力状況や医師の専門的な判断によっては３０デシベル未満であっても補聴器の使用が有効と判断される場合もございます。その際には医師意見書の内容を重視して審査をいたします。

一般的に補聴器は聴力レベルが４０デシベルを超える中等度難聴からの装用を推奨されているものですので、この助成事業では、１０デシベル基準を引き下げて対象者が広がるように設計しております。

中村議員　はい、議長。

議　　長　中村議員。

中村議員　ありがとうございました。

申請から助成金の支給までどのくらいの期間がかかりますか。

渡邊保健福祉課長　はい、議長。

議　　長　渡邊課長。

渡邊保健福祉課長　申請から承認通知まで、通常１週間から２週間程度を見込んでおります。

承認後、補聴器を購入され領収書の写しを添えて、助成金請求書を提出いただいてから、審査を経ての支給となります。

助成金請求書を提出後、概ね２週間から１か月程度で支給される見込みですが、申請時期や書類の不備などにより前後する可能性があります。

申請方法など手続きに煩雑さはあると思いますが、この事業は身体障害者手帳をお持ちの方の機能を補う補装具の交付に準じた手続きとなっております。

中村議員　はい、議長。

議長　中村議員。

中村議員　ありがとうございました。

最近は自分で購入するよりリースを選ぶ方もおられます。

リースは機械が良いものを使えて最新データや調整を最初は１か月ごとにしてくれて、慣れてきたら音を上げて、耳の聞こえ具合を合わせてくれるようです。

３か月ごと、６か月ごと、と調整の日にちも延びていきます。

購入すれば自分のものですが、リースもトータル３１４，０００円くらい支払うということになったと言われていました。最初に１７万円を払って月々４，０００円を支払うことになるようです。

勿論、リースの補聴器も金額はまちまちでしょう。知人の例を参考までに申しました。リースにしても結構な金額になるようです。リースに対して補助金の三万円は使うことができないでしょうか。お尋ねします。

渡邊保健福祉課長　はい、議長。

議　　長	渡邊課長。
渡邊保健福祉課長	お答えします。 ご質問の「リースに対する補助金の適用」につきましては、１０月から実施する高齢者補聴器購入費助成制度は、原則として「購入」を対象としており、リース契約への直接的な適用は、制度の趣旨や公平性の観点から、現時点では想定しておりません。 リース契約は、所有権が事業者にあるため、公的な助成金を直接適用することは、財産権の所在や、助成金の使途の明確化といった点で、制度設計上の課題がございます。また、購入に対する助成制度との公平性を保つ観点からも、慎重な検討が必要となります。 しかしながら、補聴器の入手における経済的負担の軽減という点では、効果的な方法であると認識しております。補聴器の利用形態は多様化しており、購入だけでなく、リースやレンタルといった選択肢も、聞こえづらさを持った方にとっては入手機会の拡大になると感じております。 現時点では、リース契約への直接的な助成金の適用は困難でございますが、町民の皆様がより安心して聞こえの支援を受けられるよう、引き続き研究してまいります。
中村議員	はい、議長。
議　　長	中村議員。
中村議員	承知しました。 他の自治体ではリースやレンタルに対する補助金制度はありますでしょうか。
渡邊保健福祉課長	はい、議長。

議　　長	渡邊課長。
渡邊保健福祉課長	現在調査中ではございますが、ご質問いただきましてから調査をいたしましたけれども、ほかの自治体の先進事例については今のところ見つかってはおりません。
中村議員	はい、議長。
議　　長	中村議員。
中村議員	はい、承知しました。これからレンタルやリースにもそういう補助金が出るといいなというふうに感じております。 補聴器は安いものから数十万する高額なものまであるようです。聞こえが悪いと事故にも繋がりますので、しり込みせずに聞こえの悪い方は使ってほしいと願っています。 以上で、私の一般質問を終わります。 ありがとうございました
議　　長	再質問がないようですので、以上で、中村充子議員の一般質問を終わります。